

〔委託事業等〕

(医療・福祉④)

15 ガイドヘルプサービス（移動支援事業）²³の提供を特定のNPO法人に一元化することについて

ガイドヘルプサービスにおける不適正事例の発生を防止する目的で、市と各事業者が共同でNPO法人を設立し、市内におけるガイドヘルプサービス提供者を当該NPO法人1社に集約することは、事業者間の競争を通じた価格の引下げやサービス向上が期待できず、かえって利用者の不利益にもなりかねないため、他のより競争制限的でない方法を採用することが望ましい。

1 相談の要旨

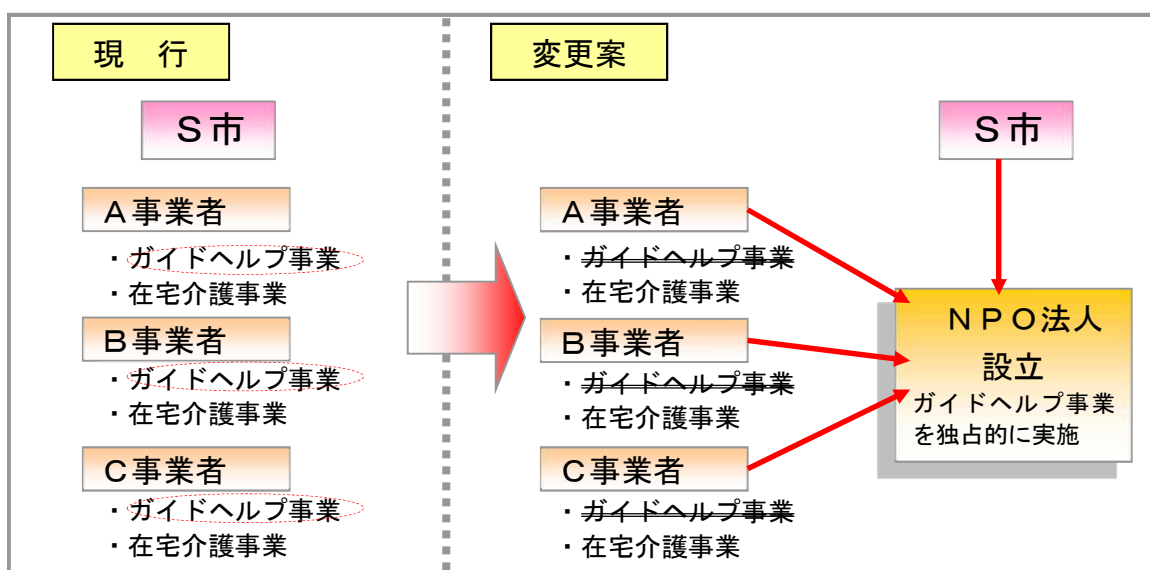
ガイドヘルプサービスについては、規制緩和の結果、社会福祉法人に加え、NPO法人や株式会社も行えることとなり、利用者の選択肢が広がった反面、S市では、利用者が望んでいないにもかかわらず無理やり外出させたり、月末、利用者に割り当てられた利用可能時間が余っている場合に上限近くまで時間を使い切ろうとするなど、ヘルパーによる問題行為が目立つようになった。S市は、このような事例は、各ガイドヘルプ事業者がヘルパーを適切に監督していないために発生していると考えている。

このため、S市では、30余りの事業者がガイドヘルプサービスを行う現在の枠組みを改め、①これら30余りのガイドヘルプ事業者とS市が共同してNPO法人を設立し（法人の理事には、各事業者の代表者が就任）、②各ガイドヘルプ事業者に雇用されているヘルパーは、このNPO法人との間でヘルパーとしての雇用契約を締結し、③利用者は、NPO法人と利用契約を締結し、当該NPO法人からヘルパーの派遣を受ける、という形態を採ることを検討している。

これにより、30余りのガイドヘルプ事業者にとっては、S市におけるガイドヘルプサービスの仕事を失うことになるが、いずれの事業者も在宅介護事業も併せて行っているため、倒産等することはない。

以上の施策を講じることについて、独占禁止法上及び競争政策上問題ないか。

²³ 障害者等が円滑に外出することができるよう、障害者等の移動を支援する事業のこと。



2 独占禁止法上及び競争政策上の考え方

(1) 本件は、ガイドヘルプ事業者による問題行為の発生を防止するため、従来、複数の事業者が実施してきたS市におけるガイドヘルプサービスについて、市と各事業者が共同でNPO法人を設立し、S市におけるガイドヘルプサービスを当該NPO法人に集約させようとするものである。

なお、ガイドヘルプサービス事業は、社会福祉法人のほか、NPO法人や株式会社も行うことができる。

(2) 一般に、行政機関が実施する施策において、その方法等をどのように定めるかは、独占禁止法上の問題ではなく、当該施策の政策目的に基づく行政機関の判断に委ねられている。しかし、行政機関が法令に具体的な規定がない参入・退出に関する行政指導を行うことにより公正かつ自由な競争が制限され、又は阻害される場合には、事業者の価格引下げやサービス向上のインセンティブを失わせることとなるため、こうした弊害が生じることのないよう十分留意する必要がある（行政指導ガイドライン2(1)）。また、外部に委託するに当たり、競争に対する影響のない又は競争に対する影響がより少ない他の方法がある場合には、そのような方法を採用することが、利用者の利益になるものと考えられる。

(3) S市は、市内におけるガイドヘルプサービスについて、不適正事例の発生防止を目的に、これをガイドヘルプ事業者と共同して設立するNPO法人に行わせることとしている。S市におけるガイドヘルプサービスに係る事業の方法等をどのように定めるかについては、当該NPO法人を設立する

こと²⁴を含めて、独占禁止法上の問題ではなく、政策目的に基づくS市の判断に委ねられている。しかし、現在S市において30余りの事業者が実施するガイドヘルプサービスを今後はNPO法人にのみ行わせることは、S市におけるガイドヘルプサービス分野における競争が全くなくなり、事業者間の競争を通じた価格の引下げやサービス向上が期待できなくなり、かえって利用者の不利益にもなりかねない。

- (4) 一方で、S市のガイドヘルプサービスの適正化という政策目的を達成するためには、例えば、不適正な行為に対する監視を強化するとともに、不適正事例が見られた事業者に対して指定取消しなどの処分を行うといった、他のより競争制限的でない方法を採用することが、利用者の利益になるものと考えられる。

3 結論

従来、複数事業者によって実施されてきたガイドヘルプサービスについて、市と各事業者が共同でNPO法人を設立し、市内における当該事業を当該NPO法人に集約させることは、今後、市におけるガイドヘルプサービス分野における競争が全くなくなり、事業者間の競争を通じた価格の引下げやサービス向上が期待できないこととなり、かえって利用者の不利益にもなりかねない。一方、例えば、不適正な行為に対する監視を強化するとともに、不適正事例が見られた事業者に対して指定取消しなどの処分を行うといった、不適正な行為に対処する他のより競争制限的でない方法を採用することが、利用者の利益になるものと考えられる。

²⁴ 会社の設立ではないため、独占禁止法による企業結合規制の対象とはならない。